

少第769号  
平成19年12月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年相談実施基準の制定について（通達）

少年相談に係わる業務については、「少年相談実施基準」（昭和60年5月16日付け防少第279号。以下「旧通達」という。）及び「警察安全相談取扱要綱の全部改正について」（平成13年5月1日付け総第187号）に基づき運用しているところであるが、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）の制定に伴い、新たに別添のとおり「少年相談実施基準」を定め、平成19年12月20日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別添

### 少年相談実施基準

#### 1 趣旨

- (1) この基準は、岐阜県警察における少年相談の実施について必要な事項を定め、もって少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。
- (2) 岐阜県警察における少年相談の実施は、「岐阜県少年警察活動規程」（平成19年岐阜県警察訓令第40号）及び「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）によるほか、この基準の定めるところによる。

#### 2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。

#### 3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

警察本部及び警察署においては、少年警察活動を担当する課の長に少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括させるとともに、少年相談担当責任者は、警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

#### 4 少年相談の受理

警察職員は、少年又はその保護者等から少年相談があったときは、当該事案の内容を正しく把握した上、これを受理するものとする。

#### 5 少年相談の措置

- (1) 警察職員は、受理した少年相談のうち、簡易なものについてはその場で適宜指導、助言その他の援助を与えるものとし、複雑なものについては相談者に対し引継先、連絡方法等を教示し、これを少年相談担当者に引き継ぐものとする。
- (2) 少年相談担当者は、受理し、又は引継を受けた少年相談のうち、当該事案の内容からみて、自己の判断で事案の解決を促すことができると認められるものについては、適宜指導、助言その他の援助を与えるものとし、十分な検討を要すると認められるもの及び措置の選択について慎重を期する必要があると認められるものについては、少年相談担当責任者の意見を聞いた上で措置するものとする。
- (3) 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、対象少年の保護者等と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行い、また、対象少年に対して相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行の原因、家庭環境等について改善を促す

など継続的に指導、助言その他の援助を行うものとする。

- (4) 受理した相談が他の所属又は関係機関において取り扱う方が適当であると認められるときは、相談者に対し引き継ぎ先、連絡方法等を教示し、これを当該所属又は関係機関に引き継ぐものとする。

## 6 運用上の配慮事項

- (1) 少年相談は、関係者が気軽に出入りでき、落ち着いて相談できる場所において行うように配慮するものとする。
- (2) 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配慮するものとする。
- (3) 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入り口等に適当な表示を掲げるものとする。
- (4) 少年相談を推進するに当たっては、大学において心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めるとともに、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮して、少年相談の受理体制の充実を図るものとする。
- (5) 指導、助言その他の援助を行うに当たっては、少年警察ボランティア等の民間有志者を有効に活用するよう配慮するものとする。

## 7 記録

受理した少年相談については、警察安全相談管理業務に相談情報を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」（平成 25 年 9 月 20 日付け広第 472 号）に定める「受理及び処理票」（別記様式第 1 号）を作成し、相談者、相談概要、処理結果等を記録するものとする。ただし、少年サポートセンターにおいて受理する少年相談については別に定めるものとする。

附 則（平成 19 年 12 月 20 日付け少第 769 号）

この基準は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 20 日付け広第 474 号）

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。